

北広島町農業委員会第 20 回総会議事録

事務局 (第 20 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 3 番、5 番にお願いします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について

農地法の 3 条の規定により別紙の通り申請があったので意見を求め令和 7 年 2 月 20 日提出。北広島町農業委員会 会長 下岡道範
番号 1 番について、事務局の方から説明をお願いします

事務局 (議案説明)

議長 それでは担当の●●委員よりご即説明をお願いします

2 番 2 番●●が補足説明をさせていただきます。

2 月 15 日●●委員とともに現地にて譲り受け人さんと面談を行いました。また、電話にて記載されている相続の方を 2 月 16 日に電話での面談となりました。詳細は事務局からの摘要欄の通りなんですけど、まさしく芸北というような写真でありまして私が見に行った時も一面真っ白でどこが塚かどこが田んぼかも全くわからない状態だったのですが一応、赤い線で示していただいているぐらいのことだと思われまして。汗から少し入ったところを算出して撮られておりますので地図から面談をした譲受人さんとの話も照合してこれぐらいだろうと思われるところで面談をしております。現在、申請地なんですけど、一枚の田では場整備地であります。現在なんですけど、耕作としてなんですけど近所の畜産の方が牧草地として利用権設定をされて作っておられます。牧草地ですので今回の申請の機に利用権設定を外されてそれから譲受け人の方が一旦全部管理してそれからまた牧草を刈って今の畜産の方に買ってもらうということで話がついており、私も確認をしております。牧草地なのでこれを耕して作物を作るといのがかなり困難になることが予想されますので、このような方法でもいたしかたないかなと思われました。譲受け人なんですけど機械とかすべて持っておりますし、刈払機ではなくロール状のものも持っております。この方もといったん落納されとった方ですのでロール機なども持っておられますので、そのことも確認をしております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可が相当と思われます。ご審議の方、よろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。
それでは、番号1番について質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いします。
ありませんか。
それでは、質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
したがって申請の通り許可することに決定いたしました。
議長交代します。

議長 それでは議長が担当委員となっておりますので変わりました私らが進行させていただきます。
それでは番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。それでは2番について担当●●委員よりご説明をお願いいたします。

会長 はい。その前にちょっと、説明をしなきゃいけないと思うんですけども●●さんが亡くなりました。●●さんは結婚もされておられません。したがって、子供さんも。兄弟の方で遺産相続をされるということでございます。以下4条も5条も出てまいりますのでこの件で出てまいりますので一つよろしく願いしたいと思います。
先ほど説明がありましたように2番案件につきまして今写真に出ているところともう一つこれはですね今回新たに●●さんが買われるところです。もう一枚、これとその前に出たほ場のいい田んぼですね。これが今玉ねぎを●●さんが作付けされております。周辺農地には迷惑はかけないように思います。
以上のことから農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可の要件のすべてを満たしていると考えます。審議の方よろしく願いいたします。

議長 はい。それではこの件に関してご意見ご質問はございませんでしょうか。
ございませんか。

3番 議受人の方は●●さんの関係者ですか。

会 長 ●●さんの社長です。

3 番 今は、全部耕作要件も3年3作の要件もローカルルールでなくなったという話をする人たちがいる。そこら辺を整理すると賃貸はええわけ。そういう場合は個人が所有権を持って自分が経営しているというときのほか●●さんが実質的な耕作するというのは、不動産収入になるのか農業収入になるのか。

事務局 不動産収入になるのか3条との対応が整理すべきなのかというのが、今一度整理すると産場の利用権設定をつけることについては何ら問題はないんですよ。これは●●さんの方の譲受け人さんの方が社長さんとなるので社長さんの方も自己の会社といいますか耕作に自己の会社で参加していくという認識といいますか、そういう部分で利用権設定をつける分に関しては何ら問題はありません。

3 番 もう一つ。以前は利用権設定はいけないということで無理やり90何歳の人に作業委託をするという許可されそうとした時期が一時期となりましたが、利用件設定は今のよう自分自ら関係者の会社にする場合はいいけどもそれ以外は●●にこれを頼んだよということはアウトなんですか。いいんですか。

事務局 後者の方はアウトです。
自分が関連しないというか耕作に関係しない農業法人だったり譲り受けてすぐに利用権設置をするのは農地の経営権自体を渡してしまうことになるので、それは農地法の許可要件に抵触すると思います。
ただ、例えば自分が経営に参加していたり耕作に参加している農業法人に貸し付けることについては何の問題はないんですよ
利用権設定を付けることについては、自己が参加していたら自分も経営に参加しているということで問題はないという認識でございます。

3 番 ということは、丸投げはいけないと言いますか、

事務局 その通りです。

3 番 作業委託はいいよ。丸投げはだめよ。

事務局 そうですね。作業委託はですね、農地の管理ですよ、経営といいますか。ああいうのは、自身でされて、農作業だけを委託するというものになると思うんですけど、草刈りだったりを委託するのは、草刈りだったり水管理ですよ。ああいうのまで委託されるのは、作業委託でもちょっと…
まあ、許可要件に合致するのかなというのをちょっと思うところではあります。

議 長 その他何かご質問ご意見がございますか。
それではご意見ご質問がないようでございますので質疑を打ち切って採決に入ります。
番号2番について許可してよいと思われる委員の方は挙手を持ってサインを表明してください。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。全員挙手でございます。
よって申請通り許可することを決定いたしました。
それでは番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは番号3番について担当●●委員より補足説明をお願いいたします。

会 長 それでは●●の方から説明させていただきます。
この●●さんはもともと●●さんの奥さんでいらっしゃいました外国の方です。
●●さんが亡くなられたので●●さんの方に所有権が移転しまして今回の●●さんへの譲渡ということになっております。
去る2月15日●●委員さんと●●推進委員とともに現地を見させていただきました。
写真の通りこれ1枚の田になっております。
ほ場整備の時にされたんだと思います。両方に杭が打って境があるんだということ
でございましたで、●●さんの方には、まだまだ、今から家の周りとか宅地も空き家
になっておりますしまだまだ今から出てくる案件だと思っておりますけれども、譲渡という
ことで今回は譲られております。
●●さんは東広島市におられますので、管理が行き届かないということで、今回の
譲渡ということでございます。
周辺の農地への影響は何ら今までどおりでありますので関係ありません。
以上のことから農地法第3条第2項各項には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思っております。
ご審議の方よろしくをお願いいたします

議 長 はい。それではこの件に関してご意見ご質問ございませんでしょうか

13 番 貸付が5024となっておりますが、これは今の状況では●●の法人が受けております。

13 番 利用権設定して譲渡はできるんですか。

事務局 利用権設定した状況で譲渡はできます。
利用権解除して、一応譲渡してまだ利用権設定をするという格好になります

事務局 すみません。
こちらシステム的に直近のものを出力しておりますので、こちらの議案を登録する際に利用権設定を解除していないとこちらの議案を提出できない仕様になっておりますので今回使用させていただいているということで利用権設定は解除していることを確認した上で法案を提出しております。
以上でございます。

議長 これに関してご意見ご質問があればお願いいたします。
ございませんでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
番号3番について許可してよいと思われる方は挙手を持って表明をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です
よって申請通り許可することを決定いたしました。
議長交代します。

議長 番号4番について事務局より報告をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは担当の●●委員より補足説明をお願いします。

7 番 7番の●●が補足説明をさせていただきます。
14日の日に●●委員さん●●推進委員さんと③名で現地に行きました。
現地に行ってみてこの写真にも写っているのですが●●さんのお店の看板が現地の
中に立っていて以前から鉄骨が下に入っているの下だけは草を刈り寄ったような流れ
の中で今回、●●さんが譲ろうということになったみたいです。
これは雪は、よけ～あるんですが私らが見たときには雪はなくて、きれいに管理もさ
れておる状況ですし、上の田んぼもこれはよそのですが、今後、●●さんへお聞きし
ましたら、梅とか柿を植えて管理をしていきたいと。
●●さん自体は農機具はないので、●●さんの方から機械を借りて、当面は草を刈

るようにすと。

●●さんは商売人ですから草刈り機1個くらいはすぐ買ってだと思いましたが、とりあえずは、当面は●●さんの方からお借りをして管理をしていくんだということでありました。畑ですから水路の入り口もちょっと見てもないんですし別に状況を見ても何ら問題ないなということで農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているというふうに思います。

審議のことよろしくをお願いします

議 長 はい。ありがとうございました。
それでは番号4番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可しても良いと思われる方は挙手をお願いいたします

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することと決定いたしました。
番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい。それでは担当の●●により補足説明をお願いします。

16 番 はい。16番●●が5番案件につきまして補足説明をさせていただきます。
去る2月13日●●委員さん●●推進委員さんと現地に赴きまして調査をさせていただきました。

内容等につきましてははですね、先ほど事務局の方から言いましたけれども相続人さんがですね、令和5年に亡くなっておられまして、それから以降ですね、家族内で協議されたようではございますけれども最終的に農地ですね、相続を放棄するという形で今日まで来ておられて先ほどありました相続財産生産人さんの方からですね、ありまして今回譲り受け人さん●●さんですけれども、この方は亡くなりました●●さんの隣で、隣同士というようなことからですね、今回、売買でですね、相続をされるということでございます。

当日はですね、お家の方へは不在でございまして、後日電話にですね、聞き取りをさせていただきますまして、譲り受け人さんは現在ですね、貸付の方でいわゆる吉木地区の認定農業者の方へですね、貸付をされておられて、今後につきましてはその方へ今回の譲り受け分もですね、その方へお願いをしていきたいということですね、話を聞かせていただいております。

譲り受け人さんはですね農機具等はですね現在は持つておられずですね認定農業者の方へ預けておられるということでですね推移をしております農地法第3条第2項各号にはですね該当しないため特化要件を満たしていると思しますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。
それでは番号5番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願ひいたします。

5 番 今回の場合は作業委託をされるということですか。

16 番 そうですね。

議 長 他にご質問ありますでしょうか

13 番 貸付面積が1586とあって譲渡し面積が1029ということで500㎡残ってますよね。
これはどういうふうにされるんですか

議 長 事務局さん、そのへんわかりますか。

事務局 現在、受付する状況の方で残りおそらくこちらが面積で見ましたら一筆分残っておるんですが、こちらを清算人の方から同人の方からにされるのか今後どうされるのかというのは今のところまだお示しはいただいていない状況でございます。
ただ、法律上、清算人の方がずっと処理するということはできないかと思しますので順次また譲受けの方がそういった関係ができたときに改めて先ほどのケースと似ておりますが、随時また案件として申請があるかと思ひます。

議 長 他にご質問ありますでしょうか。

3 番 先ほどの質疑等と重なるかもしれませんが、譲受け人さんが自作もあれば、利用建設への貸付もあり、作業委託。3形態の農業経営をされるということですか。

16 番 今の認定農業者の方へ、農業者の認定農業者の方へ耕作を●●さんたちの形でされているのを、その方でなしに、認定農業者の方へ一緒にお願ひをしたいという意向で確認させていただきます。

3 番 先ほどの別の案件であった議論との整合性は。

事務局 あのですね、ごめんなさい。

申請人さんの方にはですね、今の●●さんと機構を通じて貸し付けをされていたんですけど、これを合意解約の手続きをしてもらう際に、利用権設定での再貸し付けはできませんという説明の方をしっかりとさせていただいて、今後は農作業受委託、ご自身で管理された上で作業委託での対応はできますので、耕作者の方としっかり話し合いを行ってくださいという指導は行っております。

3 番 その際は、書類的にも作業委託の書類を提出を求めているのですか？

事務局 提出までは求めている状況なんですけど、相互で個人間であくまで結んでもらう書類となっておりますので相互で結んでもらった後はお互いで所有所持して保管しておくという状況となっております。

3 番 その視点ですが丸番相続を公表されて売買で一本であれば大体何人とかがそこへ行くんですか。
ケースバイケースになりますか。

事務局 すみません。
農業委員会としては民法のそこまで精通としてないので申し訳ないんですけどもおそらくし●●様の方で何かしらそういった負の財産がある場合は売買によってもと言った時にはそちらはそちらの方の充当されるものと思われまして。
実際プラスになったものにどうされるかというのはすみませんそちらの民法の方まで事務局の把握しとれませんので。
清算人の方のもしかしたら手数料とか請負料ですね、そういったものに充当されるとかそういうものになるんじゃないかとは思われます。

議長 他にご質問ありますでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします
申請の通り許可しても良いと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 多数です。
したがって申請の通り許可することに決定いたしました。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の承諾について

農地法第4条の規定により別紙の通り申請があったので意見を求める。令和7年2月20日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡道範。
議長を交代いたします。

議 長 はい。それでは議長が担当委員となっておりますので、代わりまして進行させていただきます。
番号6番について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 続きまして番号6番について担当の●●委員よりご説明をお願いいたします。

会 長 これも先ほどからありましたものと同じ件関連した件なんですけども2月の15日に●●委員に●●推進委員とともに見に行きました。
こちらの右の方が●●さんが住まれていた住居でございます。
今回の申請は左の倉庫と母屋の一部が加味された申請でございます。
これは一応5人の遺産相続を受けるということで申請をされております。
小屋の前後に高いところがあるんですけども見ましたら家の周り用の植木を切ってそこに束ねて重ねてありました。
ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは番号6番についてご意見ご質問はございませんでしょうか
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります
番号6番について許可してよいと思われる委員の方は挙手を持って表明をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 全員挙手です。
よって申請通り許可することに決定いたしました。
議長こうたいします。

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第3号農地法第5条の規定により別紙の通り申請があったので意見を求める令和7年2月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下 岡 道 範。

議 長 7番案件を事務局より説明 をお願いします

事 務 局 (議案説明)

事 務 局 それでは担当の●●委員から説明をお願いいたします。

- 15 番 はい。15 番の●●です。
2月の17日●●委員それから●●推進委員と現地確認を行いました。
雪の関係で場所の確認のみとなってしまいました。
ただ、この農地は私が毎年農地パトロールで見ている農地になるんですが、長い間
作付けの方がされていない状況です。
この度駐車場として使いたいということでなんですが川とそれから道路に囲まれた
土地になりますので周辺の農地に影響は全くないと思います。
審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 はい。ありがとうございます。
それでは番号7番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 6 番 はい。6番●●です。
駐車場用地ということなんですが、あまり広くないように感じるのですが駐車場と
して施設や資材を置き場となるようなことはないと思っておりますか？
- 15 番 はい。ないと思います。
- 議 長 家は近いんですか？駐車場から。
- 15 番 家は●●になります。島根県です。
千代田で山仕事があるということで途中でそういう基地を置きたいということで今
回の話になったようです。
- 議 長 他にご質問ありますでしょうか。
それでは番号7番について採決をいたします。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。
8番9番について議長交代いたします。
- 議 長 はい。それでは議長交代して進めさせていただきます。
番号8番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 (議案説明)

- 議 長 それでは番号8番について担当●●委員よりご説明をお願いいたします。
- 会 長 これも3月15日に●●委員と●●推進委員とで見に行きました。
●●さんはもう他界されていますので、どうしてこうなったかよく分かりませんが先ほど事務局は申しあげましたように財産整理をしていたということが発覚したということでございましてちょうど●●が上の建物を建てたのかなどうなのかなということもありますけど多分●●が立てたんだと思います。
他には田んぼをやっていて、左側も田んぼなんですけどもそこもまた違った人でございます。
以上のようなことでございますけども詳細が聞かれませんので、というのは●●と親戚の方の付き合いがあまりにも私は少なかつたんじゃないかというようにお聞きしましたので一つご審議の方よろしくをお願いいたします。
- 議 長 それではこの件に関してご意見ご質問はございませんでしょうか。
- 3 番 この際の始末書は誰の名義の始末書なのかということと、ちょうど●●の方にも聞き取りをされたのか、その2点です。
- 事 務 局 始末書につきましては当事者の●●様はもうちょっとご逝去されておりますので、委任された行政書士さんの方からちょうど●●がそういうあずかり知らなかったということで始末書という形で提出いただいております。
今回は●●様方の親族の方の始末書という形ではなく始末書という形で受け人の方からいただいております。
●●には聞き取りしとりをおりません。
●●の方から行政書士の方の委託をされておりますので、おそらくその方を介して始末書という形で出してくれるという風に手続きをとられて届出は、●●が●●さんとの間で賃貸借をしてこられたんだということでの始末として提出いただいております。
- 3 番 登記は切らずに、多分賃貸でずっと永年に渡りながら登記を切らずに渡ってきた、のか。
- 事 務 局 過去の受付簿の方も確認したんですが、申請されたというのは過去の台帳からも確認できませんでしたので、当時のことを当事者の方がおられない状況ではありますすが貸しただけでよかったらいいだろうというご認識をされた上で継続されているのかなと。
ご自宅のこともありますのでそういう届けでは思われずにそのままされているのではないかと思います。

3 番 当時、売買をして当期はしていなかったものか。
賃貸でずっと来たのかというところは明らかになっていないのか。

事務局 登記簿はそのまま●●様も相続されたので相続人の方、代表は5人に分かれた登記簿もとしていただいておりますので登記簿も切り替えとの手続きはされておられない状態でした。

ですから売買でされておれば仮登記という形跡はなかったので、それこそ、もう推測の形でしか言われないうですけれども、土地を貸していた状態で、それをどうする、こうするというのも、●●側も●●様側も何も手続きをされないまま、農業委員会の方に届けをされていない状態が続いていたと思います。

議長 ずっと賃貸で使用されていた？

事務局 賃貸という扱い。ただそのお金の流れまでは払いを見せてくれというところまでは求めておりませんのでそれをおそらく親族の方がお金を受け取っておったんだというの追いかけることは難しいのかなと思います。

3 番 始末書にはそういうことは書いてないんですか。

事務局 賃貸借については全く書いておりません。

3 番 会社ですから、当時、売買がするとその登記を切らないということが社会的通念上考えられるので賃貸でいったのか、その中には経過としては書いてないのか。

事務局 具体的に40年頃から事業を行っておりというところまでしか記載がありませんので実際どういう契約をしたんだとか原本をどうしたんだというところまでは追加資料としては求めておりません。

議長 よろしいでしょうか。
そのほかご質問ご意見がございますか。
ちょっと聞いて見たいんですが19ページの写真で上側も広いところ。
これは整理はしてあるんですか。

事務局 事務局の方からですね、この名義の方につきましては聞き取りとはしておりませんので。ただ写真で見ると同じような倉庫の影が見えますので将来的にはこれもちょっと今台帳上はこの方かあるいは関係者かになっていると思いますのでこれは指導というか聞き取りというのはいなければいけない案件かなと思われま。

議長 その他何かご質問ご意見ございますか。
ないようでしたら質疑を打ちきって採決します。
番号8番について許可してよいと思われる委員の方は挙手を持って表明してください。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
よって申請通り許可することに決定いたしました。

議長 それでは12ページの番号9番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは番号9番について担当の委員より説明をお願いいたします。

会長 これも去る2月15日に●●委員●●推進委員とともに現地の方へおもむきました。
今大体のことを事務局に説明してもらったんですけどもこのほ場へは歩いてなくては、ほ場へ行けません。
今、画面に映っているところ手前の田んぼですね。これが●●さんの田んぼでございます。
工事するにあたってこの●●さんの田んぼを借りてその現場へ荷物を運んでやるということでございます。
荒起こしまでは作業を完了するというところでございます。
対応法がすれば歩いてしか行けません。
今までも機械が入りません。ですからどうしてそうなったかちょっと分かりませんが、
けども田越で昔は入ってたのかなというふうを感じるわけですけども●●さんは提供欄にもあったときあととりがするものがないということで壬生城の下の方に●●病院の方にも過去土地があったんですけども全部アパートにされました。
アパートは2棟3棟4棟ぐらいあるのかな。
今回がこのほ場の整理をするということで太陽光を行うということでございます
●●さんのところまでは雑種地となっていると思うんでアパートと家の間を通り抜けて行ってそこから●●さんの田んぼを借りて板を張るかコンパネを張るか鉄板を置くかしてからそこへ進入されると思います。
以上のことでご検討をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、この件に関してご意見ご質問ございませんでしょうか。

5番 田んぼを通して工事をされるということですが、通るときの許可は？

会 長 その晩に、2月15日の晩だったと思うんですが、●●さん、90何歳でございまして、話がちょっと通りにくかったので、娘さんが帰られるということで電話でもあったんですけども承諾されますかということで承諾をいただいております。現地は●●社が耕作を行っておるところでございまして。耕作までには工事の方を完了するというご約束をしております。

議 長 そのほか。

3 番 事務局の方から説明はあったんですが、建築面積・工期面積その差は具体的にどこが違うのか。社会通念上でいけばフェンスで囲ったら全部がそれにフェンスの外側の余地も含めて大体は一般的に全てが許可という形になろうかと思うんですが本当にそれが県の方の規定にかなっているということを確認されたのか。

事務局 県の河川課の方に照会をしまして、ただ、やっぱり太陽光パネルの案件につきましては多数あるんだそうです。業者の方から建築面積が下回っていればそれは聞取りで示している。県の河川課の方は具体的にその登記簿謄本や基本設計図までを求めてきっちり土地家屋調査士に求めてそういう面積を確認して承認をするというのは現在そこまで対応されていないという実情でございまして。それにつきまして河川課の方がどのように対応するかというと事務局はそこまで確認が取り切れていませんのでその雨水浸透阻害行為の申請の要件につきまして、それは今後の検討課題なのかなとは思いますがその申請を受け付ける河川課の方がそういう対応をしているという聞き取りをさせていただいた上で意見として申し上げるべきかもしれませんが現状ではそこで受け付けていないという聴取した上で問題ないという回答をしているというのが県河川課のお示しでした。

3 番 それほどでないから目をつぶろうかという大きく登記面積と違うんであればその部分が明確にしたら到底納得できるんだろうと思うんですが、理解が難しいです。転用は全部するという事は登記面積そのものがこの許可書を出せば登記面積全てが地目が変わるわけです。

事務局 分筆としたらというのは今回の案件ではありません。

3 番 建築面積で出すわけではないね。

事務局 建築面積で許可書を出す建築面積でいうのは雨水浸透阻害行為の要件のものについてのものになりますので、その太陽光パネルを設置するというそのものの同時の面

積につきましては1065㎡ということの申請というふうに書いております。

議 長 今の問題も含めてその他にご質問ご意見がございますか。
ございませんか。
はい。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
番号9番について許可してよいと思われる委員の方は、挙手を持って表明をお願いいたします。

委 員 はい。挙手全員です。
それでは、よって申請通り許可することに決定いたしました。
はい。それでは議長を交替します。

議 長 番号10番について事務局に説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは担当の講義員から補足説明をお願いいたします。

13 番 13番●●が補足説明をさせていただきます。
去る2月12日に●●委員さん、●●推進委員さんと現地を確認に行ってきました。
先ほど事務局の方から説明があったようにですね、行ってみたら丁張等をかけてそういう準備作業をしておられたので、すぐ関係者というかこの●●さんと業者さん
を呼んで何でしょうんかという説明を聞いて、言われたように農業委員会の承認
がないとできませんということで指導をしてきました。
そういう中でですね、見ていただくと分かるようにこの対象農事ですね2面は●●
●●動物病院の駐車場右側の建物が●●動物病院の今の施設ですね。奥側が●●さん
リースさん、●●さんですかね。そこの車両基地になっております。
隣接の地に影響はないと思われます。
そういうことで、勇み足というか、作業には入っておられましたけども、許可相当
と思います。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは番号10番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

5 番 これは、田んぼと畑に使うように買われた感じではないようですが、果樹を植えられたのはいつ頃ですか。

13 番 これちょうど2年前なんです。令和5年の2月に自分が3条申請ということで報告をさせていただきます。
その時からですね、この駐車場する時からもう防草シート貼られて、そういうような状況でおられたのではないかということで確認したんですけども、その時にはですね、まだそういう家庭菜園にするつもりでいたという話はされておられました。それが変わって、今そういうペットブームというか、そういう増えてですね、それに至ったと、最近のことであるという話でした。

議 長 他にご意見ありますでしょうか。

3 番 許認可の中身についていうものではありませんが、事務局が2月10日にそういうふうな指導等を行政書士らしとるのであれば、なんで担当委員の方に電話を寄せてもらえないのか。

事務局 そうですね。これがご指摘のとおりだと思います。
行政書士の先生も過去何件も提出して、申請を出しておられて、行政書士の先生もまさかされるとは思わなかったというところで、そこで事務局の方に止まっておりました。
施工は止まっている状態で、本来であれば担当の●●委員さんの方に即日連絡すべきでございましたが、指導に伴って停止したという回答を得た時点で、その事業施行は停止しているものというふうに認識しておりまして、その連絡を滞っておりますので、これは次回からの課題とさせていただければと思います。
ご指摘のとおりだと思います。ありがとうございます。

3 番 連絡がないのがために、その獣医の先生に、家に帰って業者の番号を取ってもらったり、委員がその中で行政を呼んでいろんなことがあって、かなり厳しいことも言わざるを得ない状況があったり、その中で、行政書士の方から、丁張は何かは仮説のものだから、やってもいいんだという話があったというふうに、業者の方からの話し方があったわけですが、それはガイドブックか何かには、事前着工に当たる場合、当たらない場合というふうな、為書きがいろいろ例示してあるようなものがガイドブックというのがあるのでしょうか。
防草シートを剥がすのは良いよ、腸ハリ程度は良いよ、でも具体的に言うと、表土を剥がすためには、土質調査をスポット的に掘削したよ。
それは今の事前段階の、そこが適地かどうかを確認するためですから、それがダメなら、そういう事業をする必要はないわけです。
その範囲が許容される事前準備になるのかないか、確認しておきたいです。

事務局 はい。今、●●委員よりご質問いただきましたが、事前準備等についてのガイドブックの確認はできておりません。

存在があるかどうかというところから確認を事務局の方でさせていただく必要があるかなとは考えておりますが、現段階で申請地が申請されていたときの状況のまま許可を待つというのが、それではないかなと私どもは考えております。

それと、今回現地確認に事務局が行った際に把握をいたしましたことについて、担当委員の方に即時連絡は行ってなかった点それについて私の方の指導不足もありますので改めて今後はこういったこともないように事務局の方で確認できたことは随時すぐに担当委員さんの方にお示しできるようにお伝えできるようにしてまいりますのでまた今後もよろしく願いいたします。

- 3 番 今のお話のとおりは議論するではないのでもし、今日でなくて、今でもいいのか、社会通念上を考える事案としては、スポット的に、調査と言いますか、地盤調査も、それということがいいのか、本当に申請時点のまま、申請する前にそういうことを進めるなどとか、そういった点で何らかのガイドラインがあれば調査をしていただき、また、次回の報告としていただければ、今のよう行政書士はそういうことをして、丁張なんかはいいじゃないかと、いつでも取れるというふうなことが広まれば、今度それはいつもその時にトラブルになりかねない。事案なので県に照会してもらってほしい。

事務局 それぞれに担当された際に問題となろうという点でありますので、こちら県の方に確認させていただいた上で皆様にお返しをいただけたと考えております。よろしく願いします。

議長 他にご質問ご意見ありますでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
番号 10 番について質疑を採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
したがって申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号 11 番について事務局への説明をお願いします

事務局 (議案説明)

議長 はい。それでは担当の●●委員より補足説明をお願いいたします。

- 7 番 ●●委員より説明をします。
先ほど 3 条でも言いましたけれども、14 日の日に一緒にここも現地を見ました

この写真は雪が多いけど私らがいた時にはかなり雪が溶けてちょっと少なかったんですがそれで確認をして草が結構写真でも見えるんですがもともとえっと管理してないような状況で原野とは言いませんが草も刈ってないような状況で近所に迷惑だったろうのというふうには思いました。

ここの譲り受け人の●●さんの方には一応面談をしまして近所へは一応みんな言うとるんだらうのということで言いましたらそれは土建屋さんの方へ一応、お願いしとるんで私は今は動いていないというという風な意見でありまして、現状で見たところ水路もないし、何もないということで、もう家を建って下水道は多分そこでしょうか、道路の下でしようし、現状から見ても何ら問題がないなという風に支障がないという風に思いますので、許可条件を満たしているんじゃないかなという風に思いますので審議の方よろしくをお願いします。

議 長 はい。番号 11 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

2 番 ●●さんと一名というのがどういうことになるのでしょうか。

事務局 これですね、●●様と奥様の連名で登記を切り替えられるという手続きでいただいておりますので、これ承認されて以降の登記の切り替えは法務局の方はご主人及び奥様の持ち分 2 分の 1 の取得ということで登記を切り替えた上で農地転用をされるということで伺っております。

議 長 他にございますでしょうか。

3 番 譲り受け人の住所が●●となつており、アパートか何かにおられるのか。

事務局 住民の住所のところまでアパートかどうかは。

7 番 アパート借りられています。

議 長 他にございますでしょうか。

5 番 庭のスペースと駐車スペースは面積は問題ないのでしょうか。

事務局 おそらくこの設計図でいきますと庭のスペースと駐車スペースは 2 台分ですかね。全面転用での申請ということでいただいておりますので面積的にはこちらで出させていただくというのは問題ないとは思いますが。

議 長 その他ありますか。

それでは、質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。
したがって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第 4 号農業振興地域整備計画一部の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により意見聴取があったので意見を求める。令和 7 年 2 月 20 日提出 北広島県農業委員会会長 下 岡 道 範。
事務局より説明をお願いします

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは、議案第 4 号について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。

6 番 別紙 2 農用地区域への編入、これは 5 期対策での編入か。
次期の 6 対策での編入が必要となったため、ここに編入が入っているということですがどちらでしょうか。

事 務 局 今期か次回かそこまで確認しますが、ただこのタイミングでの申請ということになりますと次期の新規で始まる事業に対しての編入のための申請と思います。
確認しましてまたお示しさせていただければと思います。

議 長 他にございますでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
議案第 4 号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
したがって意見なしと決定いたしました。

議案第 5 号農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農業地利用集積計画について意見を求める。
令和 7 年 2 月 20 日提出 北広島県農業委員会会長 下 岡 道 範

議 長 事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは 1 番から 3 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり承認してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。申請の通り、従って承認することを決定いたしました。
次に残りの議案について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。

16 番 確認させてください。
番号 12 番からの利用権設定を受けられる●●さんという方は新規就農で入れる方
ですか。

事 務 局 すみません。
そちらにつきましては確認の方を取れておりません。

16 番 聞いたことがない名前なんで。

事 務 局 確認してまたお示しの方の農政懇のタイミングでお示しさせていただきます。

議 長 他にありますでしょうか。

7 番 一括方式の中に現在亡くなられた方が書いてあるが、一括方式の 15 ぐらいから間違
っている。それをもう現在はおられない。

事 務 局 所有者が亡くなっている場合は代理人、相続人が申請を行っていると思うんですけ
ど、これについても確認して農政懇のタイミングで示させていただきたいと思いま

す。

原則的に所有者が亡くなっている場合は申請人は相続人です。

相続されていない場合でもおそらく相続人がおそらく申請の方をされているものだと思いますが、確認してまた後ほどお示しさせていただければと思います。

議 長 他にご意見ありますでしょうか。
なかったら採決に入らせてもらってもいいですか。
それでは議案第5号について申請の通り決定してもよいと思われる方は2件を除いて挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。
従って申請の通り決定いたしました。

議事終了